

第一百五十六回国 参議院 文教科学委員会 會議録 第六号

平成十五年四月一日(火曜日) 午後一時開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

近藤 剛君

奥石 東君

三月三十一日

辞任

佐藤 昭郎君

補欠選任

佐藤 昭郎君

岩本 司君

補欠選任

北岡 秀二君

出席者は左のとおり。

委員長

大野つや子君

理事

仲道 俊哉君

橋本 聖子君

佐藤 泰介君

山本 香苗君

林 紀子君

委員

有馬 朗人君

有村 治子君

大仁田 厚君

後藤 博子君

中曾根弘文君

岩本 司君

江本 孟紀君

神本美恵子君

山根 隆治君

草川 昭三君

畑野 君枝君

国務大臣

文部科学大臣

西岡 武夫君  
山本 正和君

副大臣

文部科学副大臣

遠山 敦子君

事務局側

常任委員会専門員

河村 建夫君

巻端 俊兒君

本日の会議に付した案件

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大野つや子君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。去る三月二十八日、近藤剛君及び奥石東君が委員を辞任され、その補欠として佐藤昭郎君及び岩本司君が選任されました。また、昨三月三十一日、佐藤昭郎君が委員を辞任され、その補欠として北岡秀二君が選任されました。

○委員長(大野つや子君) この際、御紹介いたします。

本日、ベトナム社会主義共和国国会の文化・教育・青少年委員長御一行がお見えになっております。御起立の上、拍手をもって歓迎の意を表したいと思います。

○委員長(大野つや子君) 御着席ください。

○委員長(大野つや子君) 国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。遠山文部科学大臣。

○国務大臣(遠山敦子君) このたび、政府から提出いたしました国立学校設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国立大学の統合及び短期大学の廃止について規定するものであります。

第一に、国立大学の統合についてであります。これは、教育・文化立国と科学技術創造立国を目指す我が国にとつて、国立大学を国際競争力のある大学として一層活性化させていくことが重要であることにかんがみ、国立大学の教育研究体制の充実強化を図るため、東京商船大学と東京水産大学とを統合して東京海洋大学を新設し、神戸商船大学を神戸大学に統合するなどの措置を行うものであります。

これらの大学は、平成十五年十月一日に統合を行うこととしております。第二に、短期大学の廃止についてであります。これは、医学・医療の高度化・専門化等に十分対応し得る資質の高い医療技術者の育成が求めらるるため、短期大学の廃止についてであります。

これは、医学・医療の高度化・専門化等に十分対応し得る資質の高い医療技術者の育成が求めらるるため、短期大学の廃止についてであります。

れていることにかんがみ、北海道大学、東北大学、京都大学及び熊本大学に併設されている三年制の医療技術短期大学部を廃止して、それぞれの大学の医学部に統合し、四年制の課程での育成を行おうとするものであります。

これらの短期大学部は、平成十六年度から学生募集を停止し、平成十八年度限りで廃止することを予定しております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

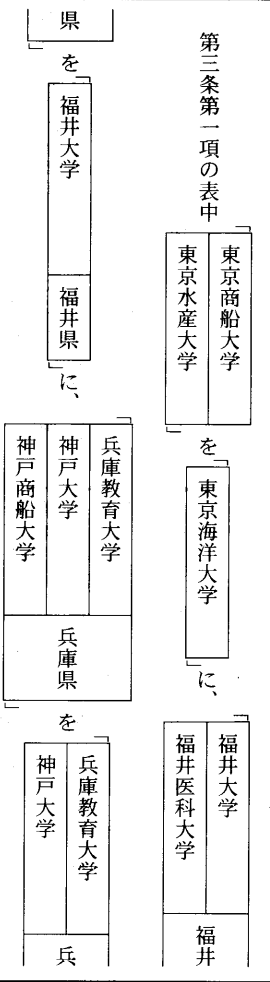
○委員長(大野つや子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

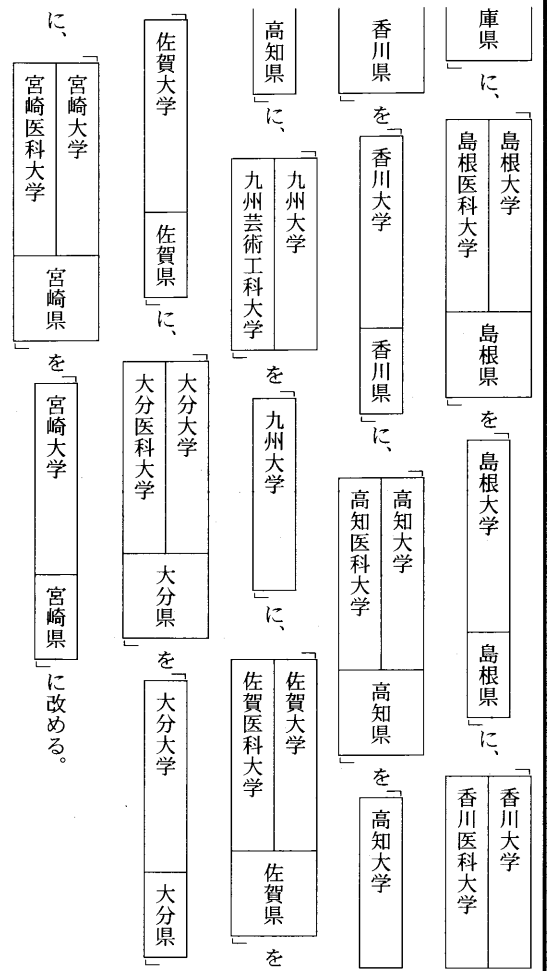
午後一時三分散会

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。





第三条の五の見出し中「位置等」を「位置」に改め、同条第一項中「国立大学に併設されるものを除く。」を削り、同条第二項を削る。

附則

1 この法律中第三条第一項の表の改正規定及び次項の規定は平成十五年十月一日から、第三条の五の改正規定及び附則第三項の規定は平成十九年四月一日から施行する。

(東京商船大学等の存続に関する経過措置)

2 改正前の第三条第一項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成十五年九月三十日に当該大学に在学する者が当該大学に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(北海道大学医療技術短期大学部等の存続に関する経過措置)

3 北海道大学医療技術短期大学部、東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部は、改正後の第三条の五の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、義務教育費国庫負担法及び公立義務教育学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願(第九〇四号)(第九〇五号)(第九〇六号)(第九〇七号)(第九〇八号)(第九〇九号)(第九一〇号)(第九一一号)(第九一二号)(第九一三号)(第九一四号)(第九一五号)(第九一六号)(第九一七号)(第九一八号)(第九一九号)(第九二〇号)(第九二一号)(第九二二号)(第九二三号)

一、私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負担の軽減に関する請願(第一〇四五号)(第一〇四六号)

第九〇四号 平成十五年三月十七日受理  
義務教育費国庫負担法及び公立義務教育学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願  
請願者 岡山県津山市西吉田五八二ノ七一 宇谷俊二 外二百八十八名

紹介議員 林 紀子君

憲法・教育基本法に定められた国民の教育権を保障するため「国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的」とした法律が義務教育費国庫負担法である。しかし政府はその精神を踏みにじり、二〇〇三年度政府予算案において、義務教育費国庫負担金のうち、共済費(年金積立金)と公務災害補償基金負担金に係る二、一八四億円を削減した。政府として義務教育費国庫負担制度廃止に踏み出したことは重大であり、教育の機会均等を守りその水準を維持向上させていく上において到底認めることはできない。また、来年度削減分のうち二七三億円については地方自治体負担を強いる内容となっており、自治体財政が逼迫した現在の状況では、財政力の違いも重なり、均等であるべき義務教育の水準に自治体格差の生じることが最も懸念され、全国の五〇〇を超える自治体から義務教育費国庫負担制度堅持を求める決議があげられている。憲法・教育基本法の理念に沿って、引き続き義務教育費の国庫負担制度を堅持することを強く求める。

ついては、次の事項について実現を図られた

一、「義務教育費国庫負担法及び公立義務教育学校整備特別措置法の一部を改正する法律案」を廃案にすること。

二、二〇〇三年度政府予算案における、義務教育費国庫負担金削減案を再検討し、義務教育費国庫負担金を昨年度並みに予算化すること。

第九〇五号 平成十五年三月十七日受理  
義務教育費国庫負担法及び公立義務教育学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願

措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願  
請願者 京都市北区大宮北椿原町四二九 山理恵 外二百七十一名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第九〇六号 平成十五年三月十七日受理  
義務教育費国庫負担法及び公立義務教育学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願

請願者 東京都新宿区西落合二ノ二〇ノ一 一五〇三 坂井英子 外二百七十一名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第九〇七号 平成十五年三月十七日受理  
義務教育費国庫負担法及び公立義務教育学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願

請願者 青森県弘前市大久保字西田一三ノ一 一七 石田盛彦 外二百七十一名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第九〇八号 平成十五年三月十七日受理  
義務教育費国庫負担法及び公立義務教育学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願

請願者 仙台市太白区人來田三ノ一三ノ二 七 加藤かほる 外二百七十一名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第九〇九号 平成十五年三月十七日受理  
義務教育費国庫負担法及び公立義務教育学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願

請願者 東京都立川市高松町三ノ六ノ六  
川幡佳美 外二百七十一名  
紹介議員 岩佐 恵美君  
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第九一〇号 平成十五年三月十七日受理  
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願  
請願者 東京都足立区東和四ノ二五ノ六  
山口文彦 外二百七十一名  
紹介議員 緒方 靖夫君  
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第九一一号 平成十五年三月十七日受理  
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願  
請願者 滋賀県大津市仰木の里東六 藤原 敦子 外二百七十一名  
紹介議員 大沢 辰美君  
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第九一二号 平成十五年三月十七日受理  
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願  
請願者 札幌市厚別区厚別南三ノ八ノ二二三  
門崎幸子 外二百七十一名  
紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第九一三号 平成十五年三月十七日受理  
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願  
請願者 千葉県船橋市東中山二ノ五ノ一ノ四一三 赤羽絵里 外二百七十一名

紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。  
第九一四号 平成十五年三月十七日受理  
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願  
請願者 千葉県佐倉市中志津四ノ一九ノ二  
和久有代 外二百七十一名  
紹介議員 小泉 親司君  
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第九一五号 平成十五年三月十七日受理  
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願  
請願者 長野県松本市本庄一ノ六ノ四ノ三  
〇三 斉藤時子 外二百七十一名  
紹介議員 大門実紀史君  
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第九一六号 平成十五年三月十七日受理  
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願  
請願者 さいたま市大戸一ノ三ノ一  
大熊千鶴子 外二百七十一名  
紹介議員 富樫 練三君  
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第九一七号 平成十五年三月十七日受理  
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願  
請願者 京都市西京区川島尻堀町六〇ノ四  
佐野繁 外二百七十一名  
紹介議員 西山登紀子君  
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第九一八号 平成十五年三月十七日受理  
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願  
請願者 川崎市中川区井南町四四二ノ二  
ノ五〇一 渡辺富夫 外二百七十一名  
紹介議員 畑野 君枝君  
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第九一九号 平成十五年三月十七日受理  
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願  
請願者 名古屋市千種区振甫町二ノ一  
五 小島淑子 外二百七十一名  
紹介議員 八田ひろ子君  
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第九二〇号 平成十五年三月十七日受理  
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願  
請願者 埼玉県熊谷市上川上一、〇九三ノ一  
二〇 代島浩美 外二百七十一名  
紹介議員 筆坂 秀世君  
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第九二二号 平成十五年三月十七日受理  
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願  
請願者 大阪府高槻市真上町一ノ一七ノ七  
寺田雅恵 外二百七十一名  
紹介議員 宮本 岳志君  
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第九二三号 平成十五年三月十七日受理  
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市北浜町七ノ二四 渡 辺賢一 外二百七十一名  
紹介議員 吉岡 吉典君  
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第九二四号 平成十五年三月十九日受理  
私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負担の軽減に関する請願  
請願者 京都市北区上賀茂菟田町五三 岡 田和美 外八千七百二十八名  
紹介議員 林 紀子君  
次の事項について実現を図りたい。  
一、私立専修学校にも私立短期大学・私立高等学校と同じように経常費経費への助成を実現すること。  
二、保健室・図書室・水飲み場など、行き届いた教育環境がどの私立専修学校でも提供されるように、「専修学校設置基準」(特に第五章、施設及び設備等)の改善をすること。  
三、実態として大規模学校中心の補助となつて、大型教育整備に限つた補助ではなく、保健施設設備・水飲み設備・図書室整備など、より多くの専修学校の生徒・学生の教育環境を整える施設充実のためにも整備補助対象を拡大適用すること。  
四、父母負担の軽減を図るため、授業料直接補助

第九二五号 平成十五年三月十七日受理  
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願  
請願者 長野県須坂市大字日滝九一八ノ六  
佐藤きよ子 外二百七十一名  
紹介議員 吉川 春子君  
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第九二六号 平成十五年三月十七日受理  
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願  
請願者 京都府高槻市真上町一ノ一七ノ七  
寺田雅恵 外二百七十一名  
紹介議員 宮本 岳志君  
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第九二七号 平成十五年三月十七日受理  
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願  
請願者 京都市西京区川島尻堀町六〇ノ四  
佐野繁 外二百七十一名  
紹介議員 西山登紀子君  
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第九二八号 平成十五年三月十七日受理  
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願  
請願者 京都市西京区川島尻堀町六〇ノ四  
佐野繁 外二百七十一名  
紹介議員 西山登紀子君  
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第九二九号 平成十五年三月十七日受理  
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願  
請願者 京都市西京区川島尻堀町六〇ノ四  
佐野繁 外二百七十一名  
紹介議員 西山登紀子君  
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第九三〇号 平成十五年三月十七日受理  
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の廃案等に関する請願  
請願者 京都市西京区川島尻堀町六〇ノ四  
佐野繁 外二百七十一名  
紹介議員 西山登紀子君  
この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

を実現すること。

五、日本育英会奨学金の貸与制度を改善して、第一種奨学金無利息枠を拡大し、その貸与月額も増額すること。

六、私立高等学校で適用されている授業料減免事業特別経費を継続し、適用対象を私立高等専修学校生にも拡大すること。

七、三年制以外の高等専修学校も、通学定期割引率を高等学校と同率にすること。

第一〇四六号 平成十五年三月十九日受理

私立専修学校の教育・研究条件の改善と父母負担の軽減に関する請願

請願者 横浜市西区戸部町五ノ一九七ノ三

一〇 青木雄一郎 外八千七百二十七名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一〇四五号と同じである。